ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六		
調剤機器	六		
歯科診療用ユニット	七		
光学検査機器	六		
ファイバースコープ	八		
その他のもの	六		
その他のもの	八		
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	四		
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	六		
その他のもの	四		
その他のもの	六		
陶磁器製又はガラス製のもの	三		
主として金属製のもの	十		
その他のもの	五		
開発研究用のもの			
試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四		
生物			
植物	十五		
前掲のもの以外のもの			
主として金属製のもの	十		
その他のもの	五		
機械及び装置			
通信業用設備	九		
放送業用設備	六		
宿泊業用設備	十		
飲食店業用設備	八		
機械式駐車設備	十		
その他の設備			
主として金属製のもの	十七		
その他のもの	八		
開発研究用のもの			
汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七		
その他のもの	四		
ソフトウェア			
開発研究用のもの	三		
前掲のもの以外のもの			
複写して販売するための原本	三		
その他のもの	五		

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

告　示

○財務省告示第百四十九号

中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十六年財務省告示第五十三号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについて、同条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名、銘柄及び型式　法の別表第二九二九・一〇号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート（以下「トルエンジイソシアナート」という。）

㈡　特徴　主として、自動車座席や寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十七年四月二十五日から平成三十二年四月二十四日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

別紙調査結果報告書のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を課することが決定された。

五　法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

㈠　不当廉売関税を課する貨物

中華人民共和国を原産地とするトルエンジイソシアナートのうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

㈡　不当廉売関税を課する理由

調査の結果、㈠に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。